

(2) 家賃・駐車場使用料

- 家賃・駐車場使用料は毎月26日に口座振替となります。(※駐車場は使用する場合のみ)
なお、駐車場は原則、1世帯につき1台となっており有料(1台につき2,000円)となります。 ※家賃を3ヶ月以上滞納したときは、住宅の明渡し請求をします。)
- 家賃は間取りに応じた固定家賃となります。ただし、入居から3年目以降は毎年度、「収入申告」が必要となり査定の結果、収入超過者と認定された場合は、翌年度より割増賃料を徴収します。※収入超過者は住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

(3) 共益費

○下記の費用は、共益費として入居者の負担になりますので、必ず納めてください。

- ① 電気料金：屋内外共用部分の電灯、エレベーター、受水槽のポンプ、集会所の電気料金等
- ② 水道料金：共同水栓、集会所の水道料金等
- ③ 衛生掃除費：ゴミ収集料金、排水管(枝管や縦管)清掃費、雨水排水の側溝清掃費等
- ④ 共同施設費：廊下、階段等の外灯の電球交換費用、樹木草花の管理・剪定費用等
- ⑤ その他：その他入居者が当然負担すべき諸費用

○共益費(月2,700円※内自治会費500円)は自治会に納めてください。(口座振替の家賃に含まれていません。)

○共益費は、市改良住宅の運営、維持管理のために必要な費用です。滞納が継続した場合、市条例に定める「迷惑行為」に該当すると判断した際は、住宅の明渡し請求を行う場合があります。

6. 自治会

○市改良住宅に入居する際には自治会へ加入して頂き、市改良住宅の運営維持管理にご協力ください。

7. その他注意事項

- 周辺の環境を乱すことや、他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止されています。
- 市改良住宅の共用部分は、入居者が清掃を行い、保全に努める必要があります。
- 市改良住宅ではペットを飼うことは固く禁止しています。一時的な預かりや餌付けも禁じています。(身体障がい者補助犬を除く)
- 市改良住宅は集合住宅ですので、他の入居者の迷惑にならないように心がけてください。
- その他条例等に違反し、豊見城市の指導等に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。

年間総収入、年間総所得の計算方法

1. 「収入」とは、税込総支給額をいい、「所得」とは、一定の計算方法で算出した額をいいます。
 - (1) 入居する家族(婚姻予定者を含む)に所得がある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算した後に所得金額を合算します。
 - (2) 申込締切日翌日以降の出生者は、月額所得計算の際の「親族控除」の対象となりません。
 - (3) 国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、恩給、各種共済年金の収入は、月額所得の計算では、「給与所得」として扱います。

- (4) 所得税法による課税対象とならない以下のような収入は、月額所得計算の対象となりません。
 例) 生活保護費、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、児童扶養手当等

2. 計算方法

(1) 給与所得者の方

年間総収入（賞与・諸手当を含む税込みの収入）の計算	
就職(勤務開始)の時期等	年間総収入の計算方法
申込日時点で、現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き勤務している方	前年の年間総収入額 （市町村発行の所得証明書）
申込日時点で前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在までに12か月以上勤務している方	勤務した翌月から12か月の年間総収入金額
申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、勤務期間が12ヶ月に満たない方	勤務した翌月から申込日の前月までの総収入額を基に計算した 年間推定総収入金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{勤務した翌月から申込日前月までの月数}} \times 12 + \text{支払いを受けた賞与}$ = 年間推定総収入額

(2) 事業所得者の方

年間総所得の計算	
事業の開始時期等	年間総所得の計算方法
申込日時点で現在の事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている方	所得証明書（市町村発行のもの）
申込日時点で、現在の事業を前年の中途に開始して、12か月以上行っている方	事業を始めた翌月から12か月間の年間総所得金額 （年間の収入 － 年間の支出 ＝ 年間の所得）
申込日時点で、現在の事業を前年または今年の中途から開始して、事業期間が12か月に満たない方	事業を始めた翌月から申込日の前月までの収入と支出を基に 下記の計算をした年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{事業を開始した翌月から申込日の前月までの月数}} \times 12$ = 年間推定総所得額

(3) 老齢年金、普通恩給については、下記の計算方法により年間所得金額を計算してください。

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	1,100,000円まで	所得は0
	1,100,001円から3,299,999円まで	(年金収入額) - 1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金収入額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金収入額) × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方 (昭和36年1月2日以降に生まれた方)	600,000円まで	所得は0
	600,001円から1,299,999円まで	(年金収入額) - 600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金収入額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金収入額) × 0.85 - 685,000円